令和6年度マタニティマーク入りストラップ等無償提供事業者募集要領

1 目的

妊娠中の方が、交通機関の利用時などにマタニティマーク入りストラップを身につけることで、周囲の方が配慮できるように、区では母子健康手帳交付時にマタニティマーク入りストラップを配付している。

このマタニティマーク入りストラップ配付の趣旨に賛同し、マタニティマーク入りストラップ等を無償で提供していただける事業者を募集する。

2 業務概要

- (1) 件 名 マタニティマーク入りストラップ等無償提供事業
- (2) 配付期間 令和7年5月1日から令和8年4月30日まで
- (3) 業務内容 下記①②※について無償提供をしていただく
 - ① マタニティマーク入りストラップ
 - ② A 4 版サイズが入るマタニティバッグ (不織布等の素材による、概ね縦40 c m×横32 c mの大き さで、厚さ3 c m以上の冊子類が入るもの)
- (4) 履行場所 区が指定する場所
- ※ ①②以外に広告物の配付を希望する場合の留意事項

ア 広告物は以下の基準を満たしたものであること

- ・広告物には「広告物」の表示を行い、練馬区と関係しない旨を記載すること
- ・広告に添付する応募物品などがある場合は、区の配付期間に合わせた応募期間になるよう配慮すること
- イ チラシおよび小冊子に掲載する広告は、公共機関を通じて配付するもので あることを考慮して、以下の内容に該当しないものであること
- ・母子保健事業の目的・公共性を損なうおそれのあるもの
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に 該当するもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・練馬区が実施予定の施策・計画を阻害するおそれがあるもの

- ・差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- ・その他、練馬区が広告として適当でないと認めるもの なお、広告内容およびそのデザインは、練馬区の事前承諾を得なければなら

ない。 ウ 上記留意事項のほか、練馬区有料広告掲載・掲出基準(平成 26 年 3 月 17 日 25 練企企第 612 号)【別紙(1)】および広告内容に係る各種関連法令を遵守す

エ 広告の内容に関する一切の責任は提供事業者および広告主が負うものとし、 練馬区は一切の責任を負わない。問題が生じた場合には、提供事業者が対処に あたること。

(5) 提供方法

ること。

無償提供品の一式を、練馬区の母子健康手帳交付窓口において、母子健康手帳 の交付時に配付する。

(6) 納入方法等

数量 6,000部

納入場所練馬区の指定する場所

納入時期 令和7年3月上旬

3 応募資格

つぎの条件をすべて満たすこと

- (1) 責任者および連絡担当者が特定できる者
- (2) 練馬区から指名停止措置を受けていない者
- (3) 暴力団関係者が経営に関与していない者
- (4) 宗教または政治活動を主な活動目的としていない者

4 欠格条項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。
- (2) 書類提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61 年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税および

地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者。

- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。
- 5 周知方法練馬区ホームページ
- 6 選定方法
- 6-1 日程(予定)

令和6年 6月3日 (月) 募集要領等の公表

令和6年 7月4日 (木) 申込書等提出期限

令和6年 7月19日(金) 選定

令和6年 7月25日(木) 結果通知

(※) 本件についての説明会は実施しない。

6-2 申込方法

ア 提出書類

- (1) 申込書 ※区ホームページからダウンロードする。
- (2) 無償提供品および広告物の配付を行う場合はその見本 (7部)
- (3) 自社および無償提供事業の内容がわかる資料(7部)

イ 提出場所 練馬区健康部健康推進課母子保健係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階

ウ 提出方法 申込書を区ホームページからダウンロードし、記入のうえ、

ア 提出書類とともに、練馬区役所健康推進課に直接持参また

は郵送

※郵便事故(遅延も含む)、書類不備の場合は原則受理しない。

工 提出期限 令和6年7月4日(木) 17時必着

6-3 審査方法について

提出された書類に基づき、総合的に審査したうえ、評価点数が最も高い1事業者を 選定する。審査結果については、令和6年7月25日(木)までに応募したすべての 事業者へ書面により通知する。

7 提供事業者との協議

提供事業者と区との協議により、業務の詳細な内容を決定する。

提供候補者が本件の協定を辞退した場合および協定締結前に、練馬区から指名停止 措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判 明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに候補者として選 定することができる。

8 情報公開

本件事業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」(別添)に準じて取扱うものとする。

9 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。 また、提案書類の再提出および記載内容の変更は認めない。
- (3) 審査書類提出から協定締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合、その時点で失格とする。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

10 問い合わせ先

練馬区健康部健康推進課母子保健係 中村 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階 電話 03-5984-4621 FAX 03-5984-1211

e-mail: KENKOUSUISIN10@city.nerima.tokyo.jp